

福岡市水道水源かん養事業基金 第21回運営委員会 議事録

1 開催日時：平成27年3月25日（水）14：00～15：10

2 開催場所：水道局本館4階 局議室

3 委員数：9名

4 出席者：7名

5 議事

「福岡市水道水源かん養事業基金を活用した新たな取り組みについて（報告）」

●「市外水源かん養林整備促進事業の拡充」について事務局より説明

【質問・意見】

委員：他の自治体から同様の要望があった場合は、どうするのか。

事務局：ダム設立当時の経緯や状況、これまでの関係性も含め、総合的に検討していく。

委員：朝倉市・東峰村の水源かん養事業計画について。純粹に水源かん養機能の向上を目的とするならば、スギ・ヒノキは伐採し、広葉樹の森林に転換する手法がよい。しかし、計画では下草刈りや除伐等、高コストの施業が予定されている。これらの施業は、どちらかという水源かん養というよりは「林業」としての側面が強い。それでもかん養機能は向上するが、費用が余計に掛かっている印象を受け、「林業」としての事業を補助しているように感じられる。木材を生産するための施業に対して支援金を支払うのは、水源かん養機能の向上とは言えない。

事務局：両自治体とも、将来的には広葉樹化を目指している。しかし、現在あるスギ・ヒノキ等の森林も皆伐せずに適切に手入れをしながら管理していく必要があると判断され、下草刈りや除伐にかかる経費も計上されている。間伐等を繰り返すことによって徐々に広葉樹化していくと考えている。

委員：両自治体とも、森林環境税を活用した森林整備を実施しているが、今回の事業と重複している部分はないのか。また、本市基金を長く継続していくためにも、コストについてしっかりと精査する必要がある。

事務局：今回計画されている朝倉市・東峰村の水源かん養事業は、森林環境税の対象にはならないエリアでの実施となっている。

委員：本来は山林所有者本人がやるべきところを行政が肩代わりする形になるので、それなりの理由が必要ではないか。

事務局：森林は、木材生産のみにならず、国土保全、水資源のかん養、保健体育の提

供等多面的な機能を持っていることから、森林整備事業は公共事業という位置づけになる。本来は山林所有者が管理すべきというのは当然あるが、所有者が放置したらそのままでもいいのかという中で、国や県の補助制度や森林環境税という制度があるということが、朝倉市や東峰村、福岡県だけの問題ではなく、日本全体の森林と林業が置かれている状況と考える。

委員：まさにその通りである。しかし、間伐を主にするならば水源かん養のためになるが、それ以外に下刈りや除伐まで入ってくると、それは林業、産業振興ではないか。最低限の整備は補助しようというのが行政の役割分担であると考ええる。

委員：いずれにしろ、事業そのものの有効性のチェックは適宜行っていき、今出た意見の視点も含めて純粋に水源かん養に資する事業を実施していくという整理で臨んでいきたい。

委員：林業振興のためでなく、かん養機能向上のために支援金を使うように。朝倉市・東峰村基金を執行していくにあたっては、支援金の使途を監視するような体制が組織されるのか。また、福岡市はその組織に入るのか。

事務局：協議会が設置され、福岡市も参加する予定である。協議会の内容は、次回以降の本運営委員会において委員の皆様にもご報告する。

委員：朝倉市・東峰村基金への支援により、当初予定以前に本市基金が不足するということであるが、市内ダムにかかる予算についてもしっかりと確保してほしい。

事務局：どの事業に重点をおくかの判断が必要。
これまで実施してきた事業を従来通り継続していくのか、必要性を整理していかなければならない。新たな積み立て等の検討よりも、まずは現有の基金をどう活用していくかということになる。整理できることを少しずつやっていき、可能な限り本市基金を延命させたい。次回の運営委員会の際、今後の見込みをお示ししたいと考えている。

委員長：朝倉市・東峰村水源かん養事業は、実際請け負うのは森林組合か。年間を通して管理できる団体なのか。

事務局：朝倉市森林組合が請け負うと聞いている。

委員：水道料金が値上げに繋がることはないか。

事務局：今回の件が、水道料金に直接影響することはない。

委員長：他に意見がなければ，議事内容に賛同してよろしいか。

全 員：異議なし。

委員長：その他の事項について何かあればお願いします。

事務局：次回の運営委員会の日程（5月～6月開催予定）について案内。

委員長：これにて，本日の議事を終了する。